

# スポーツクラブ アイファ 規約

## 第1条（名称および所在地）

本クラブは「スポーツクラブ アイファ（以下、本クラブ）」と称し、所在地は埼玉県狭山市水野 506-1 です。

## 第2条（運営）

本クラブの運営管理は、スポーツクラブ・アイファが当たります。

## 第3条（目的）

本クラブは、スポーツおよび文化的事業・活動を通じて会員の健康管理を図るとともに、健康で明るい地域社会づくりに寄与することを目的とします。

## 第4条（入会の手続き）

本クラブの趣旨に同意し入会しようとする方は、所定の手続きを行い、本クラブの定めた料金を支払わなければなりません。未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意書を必要とします。本クラブが入会を承諾した方には、契約内容を証する書面および会員証を交付します。

## 第5条（クーリング・オフ）

会員は、前条の書面を受領した日を含む8日間は、書面により本契約の解除を行うことができ、その効力は、書面を発信した時より生じます。この場合、すでに施設を利用していてもその料金や損害金または違約金の請求を受けることなく、遅滞なくその金額の払戻しを受けることができます。

## 第6条（会員資格）

次に該当する以外の方は会員となることができます。

1. 医師により運動を止められている方
2. 身体に伝染性の病気を持っている方
3. 入れ墨・タトゥーのある方（ワンポイント・シールなども含む）
4. 暴力団関係者の方
5. 他人に迷惑をかける恐れのある方
6. 15歳未満の方
7. 妊娠している方
8. お客様自身の安全を確保できず、他人の安全を配慮できない方

## 第7条（会員の種別と利用区分）

本クラブは別に定めるところにより、会員の年齢・性別・利用できる曜日・時間・施設を限定した会員の種別を設けます。種別の内容の変更・廃止を行う場合は、3ヶ月前までにお知らせします。

## 第 8 条 (施設の利用)

個人会員が施設を利用するときは、会員証を提示するものとします。

## 第 9 条 (各種スクールについて)

本クラブでは、施設の一部を教室としてスポーツスクールなどを開校することがあります。この場合、7 日前までに施設内の所定の場所にその旨を掲示するものとします。

## 第 10 条 (ビジター)

本クラブはビジターに対し、施設に余裕のある場合には施設利用を認めることができます。ビジターの施設利用料金は別に定めます。

## 第 11 条 (会費などの支払い)

会員は本クラブの定める月会費・利用料金を、指定の金融機関の口座振替により、定められた日に支払うものとします。

## 第 12 条 (会員資格の一時停止と除名)

本クラブは、会員が次の各号のひとつに該当すると認めた場合、その会員資格の一時停止または除名を行うことができます。

1. この規約または本クラブが定めた事項に違反したとき
2. 本クラブの秩序を乱し、または本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき
3. 本クラブの施設・什器、故意または重過失により破損したとき
4. 会費などの支払いを滞納し、請求があっても完納しないとき

## 第 13 条 (資格の譲渡・貸与の禁止)

本クラブの会員資格および会員証は、これをほかに貸与・譲渡することはできません。

## 第 14 条 (退会)

会員は、本クラブを退会することができます。この場合、前月の最終営業日までに、所定の届けを提出し、未払いの料金のある場合は完納しなければなりません。

## 第 15 条 (規則の遵守および責任)

1. 会員は本クラブが定める本規約・会則・ご利用上の規則・注意事項を守らなければなりません。
2. 本クラブ内（駐車場合含む）で発生した盗難・傷害・その他の事故について、本クラブは一切の責任を負わないものとします。また会員は事故の責任に帰すべき原因により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。ただし、本クラブに故意または重過失がある場合には、この限りではありません。

## 第 16 条 (会員資格の喪失)

次の各号のひとつにあたる場合、会員はその資格を喪失するものとします。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名

## 第 17 条 (会員証の返却・預託義務)

1. 会員はその資格を喪失したときには、直ちに会員証を本クラブに返却しなければなりません。
2. 会員は本クラブの資格を一時停止された期間中、会員証を本クラブに預託しなければなりません。
3. 前項の場合、本クラブはその事由が止んだときには再び会員証を交付いたします。

## 第 18 条 (料金の変更)

経済の変動に伴い、各種料金を変更することがあります。

## 第 19 条 (休館日)

本クラブが定める休館日をもうけることがあります。休館日の内容の変更・廃止を行う場合は 1 ヶ月前までにお知らせします。

## 第 20 条 (施設の閉鎖・変更)

1. 本クラブは次の場合、クラブ施設の全部または一部を閉鎖することができます。
  1. ア、気象・災害・その他の理由により、営業が不可能と認められるとき
  2. イ、施設の改善または補修のとき
  3. ウ、地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に参加するとき
  4. エ、本クラブが企画し、実施する諸活動を行うとき
  5. オ、経営上、重大な理由があるとき本クラブは必要に応じて、施設の変更を行うことができます。

## 第 21 条 (附則)

1. 本クラブは必要に応じ、本規約内容の改正および本規約に定めない事項で、業務執行に必要な項目を定めることができます。
2. 本規約は、平成 21 年 8 月 1 日より施行します。